



木曽林務課だより 5月

令和元年となった5月は、天候の変化が大きく、田畑への植え付けに頭を悩まされた方も多かったようですが、山の木々の緑も濃くなり、ウワミズザクラ、ニセアカシアなどの白い花々がきれいに咲いて、初夏を感じるようになってきましたが、みなさまはいかがお過ごしですか？ 今月号の木曽林務課だよりは、春の林務課の活動を報告します。

春の山火事予防運動実施中です。

令和元年5月31日（金）まで、平成31年春の山火事予防運動を実施しています。この運動は、山火事の発生の危険期を迎えるに当たり、県民の方々に対して山火事予防意識を普及するとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全を図ることを目的としています。

統一標語は「忘れない 豊かな森と 火の怖さ」です。

この運動の一環として、4月4日（木）及び5日（金）に木曽管内で山火事予防パレードを実施しました。パレードの出発式には庁舎内から多くの職員、そしてマスクミの方々にもお集まりいただきました。

中坪地域振興局長から挨拶があり、担当者から注意事項の説明をした後、パレード参加者をお見送りしました。パレードでは、たき火、たばこの火の始末に十分注意して山火事を起こさないよう呼びかけました。



しかし、ニュースでは、県内での下草火災の報道が続いていることから、みなさまには以下のことについてご注意いただきたいと思えます。

- ① 枯草等のある火災の起こりやすい場所では、たき火をしないこと
- ② たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること
- ③ 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと
- ④ 火入れを行う際、町村長の許可を必ず受けること
- ⑤ たばこは指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すと同時に投げ捨てないこと
- ⑥ 火遊びはしないこと

山火事が起こらないよう、ご協力よろしくお願ひします。